

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 37

許認可等の内容		販売禁止鳥獣等の販売の許可申請
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項
審査基準	関係条項	神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表16の5
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣 ヤマドリ並びにその卵及びそれを加工した食料品 2 許可基準 次に掲げる場合に許可できるものとする。 (1) 販売しようとするヤマドリ等が人工増殖したものでない場合において、学術研究、養殖及び鑑賞を目的に販売するとき。 (2) 販売しようとするヤマドリ等が人工増殖したものである場合において、学術研究、養殖、鑑賞、放鳥、はく製、食用及び羽毛の加工を目的に販売するとき。 3 許可数量 許可の数量は、販売の目的、実績等を考慮して必要な数量に限るものとする。 4 許可の有効期間 許可の有効期間は、販売の実績を考慮するとともに、1年以上の長期にならないものとする。
	参考事項	神奈川県鳥獣捕獲許可等取扱要項 神奈川県鳥獣行政関係事務マニュアル 第10次神奈川県鳥獣保護事業計画書
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成18年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成18年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）